

基本方針の項目（案）

基本方針に記述すべき項目として、下記項目を素案として考えている。

1．総合計画策定の趣旨

総合計画策定の趣旨を記述する。

平成 23 年 8 月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、基本構想の策定義務と議会の議決を経ることの規定が削除された。

しかしながら基本構想については従前から市の最上位計画として総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めてきたものであり、法改正後においても従前どおり市の長期的ビジョンとして示す必要があると考える。

新たな総合計画の策定にあたって「新たな基本構想」を定めるにあたり、従来同様に市の将来ビジョンの策定には議会の議決などの関与が必要と考え、先進市の事例等を踏まえつつ検討すべきとの方向性について言及する。

また、合併後新市建設計画とともに進めてきたこれまでの 10 年間の成果と今後の展望について記述する。

2．総合計画の期間

西東京市のこれまでの総合計画（基本構想・基本計画）は、10 年の計画期間を設定してきた。基本計画においては、時代の変化の早さに対応するため中間年で見直しを行っており、新たな総合計画について、この計画期間をどうするかについて記述する。

3．総合計画の構成

現行の総合計画は、基本構想、基本計画、3 年のローリングを行う実施計画（事業レベル）で構成されている。新たな総合計画について、この 3 層構造をどうするかについて記述する。

また、施策の推進にあたり、環境の変化等を踏まえ、より実効性を高める取組みについても記述する。

4．新たな市民参加手法の導入

西東京市は生活者である市民の意向を市政に反映させる仕組みとして、これまで市民参加を他自治体に先駆けて積極的に進め、「西東京市市民参加条例」を制定した。しかし、参加する市民の数が少ないこと、参加者の固定化が目立つことなどから、多くの市民が参加する新たな市民参加手法が必要となっている。

このことから、総合計画策定において、無作為抽出により市民の意識を喚起する手法を取り入れ、市民フォーラム、ワークショップの開催などにより、市民の意向を把握することを想定している。この新たな市民参加手法について記述する。

５．庁内検討体制

総合計画の策定は、市長が諮問した審議会が答申として出すが、審議会は庁内での議論を経た内容について議論することとする。検討体制は、庁内検討委員会（プロジェクトチーム）を立ち上げる。これらについて、庁内と審議会の関係図で示す。

６．将来推計人口の反映

総合計画策定にあたっては、将来の人口を推計し、目標年次までの各年の人口動向を分析する。結果は、新たな総合計画の施策や事業の方向性、需要量を判断する材料とし、将来推計人口の反映により、人口の動向を踏まえた計画策定を行うことを記述する。

７．市民意識調査結果による市民の意向の反映

市民意識調査は、市民の意見や意向を市政に反映するための市民参加手法の一つである。新たな総合計画の策定においても、平成 24 年度に市民意識調査を実施する。調査結果は、総合計画に適切に反映させることが何より重要であり、この考え方を記述する。

８．個別計画との調整

総合計画を市の計画の最上位に位置するものであり、総合計画に即して個別計画が実行されることになる。したがって、総合計画と個別計画の整合性を図ることが重要である。すでに個別計画が実施されている施策もあるが、新たな総合計画の検討にあわせて、担当課で内容（方向性）の精査を行う。以上について言及する。